

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、広島県市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年十一月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

名称	指 定 施 設		変更 事項	変更後
	所在地	所在地		
八本松西集会所	東広島市八本松町飯田三〇一一番地一	所在地	東広島市八本松西二丁目一番一四号	
宗吉第一集会所	東広島市八本松町宗吉一一〇五番地四	所在地	東広島市八本松西五丁目五番一二号	